



目次	ページ
規 則	
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	2
○漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	2
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○公共測量の実施の通知 (3件) ( " )	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	3
○土地改良区連合の役員就退任 ( " )	3
○土地改良区連合の定款変更の認可 ( " )	3
○建設業法に基づく処分 (土木政策課)	3
高知県公営企業局告示	
◎高知県立あき総合病院の病院事業料金に係る公金事務の委託及び告示の廃止	3
◎高知県立幡多けんみん病院の病院事業料金に係る公金事務の委託及び告示の廃止	3
◎高知県立病院の医業未収金に係る公金事務の委託及び告示の廃止	4
落札公告	
○落札者等の公告 (デジタル政策課)	4
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	4
正 誤	
○正誤 (令8・3・31付け 告示)	5
○正誤 (令8・5・19付け 告示)	5
規 則	

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。  
令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第43号**  
**高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別記第7号様式中「、会社整理開始」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第325号の2**  
くろまぐる（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年4月1日から同年6月30日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年5月21日から同年6月30日までの間、くろまぐるの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年5月20日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第361号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
- ア 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
- イ 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 北原 克哉

- (2) 届出者の住所
- ア 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
- イ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- パワーセンター高知
- 高知市介良字長丁317番1ほか
- (4) 変更した事項
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	代表取締役 野々口 剛	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	代表取締役 北原 克哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

- (5) 変更年月日
- 令和8年4月1日
- (6) 変更理由
- 代表者の変更ため
- 2 届出年月日
- 令和8年5月18日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
- 高知県商工労働部経営支援課
- 高知市役所
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第362号**

令和8年1月高知県告示第48号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村小川縦ノ木山978番地  
イ 氏名  
高橋 智代
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村小川縦ノ木山666番地  
イ 氏名  
玉川 勇
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村小川縦ノ木山666番地  
イ 氏名  
玉川 和英
  - (4)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村小川縦ノ木山666番地  
イ 氏名  
玉川 末弘
  - (5)ア 登記簿記載の住所  
滋賀県大津市国分二丁目9番19号  
イ 氏名  
森脇 祐幸
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町小川縦ノ木山字西ノ峯3929、3930の1から3930の3まで、3931から3934まで、3936、3939から3941まで、3970、3975、3976、字泉屋式5475から5484まで、5486、5490、5491
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第363号**

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和8年9月25日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和8年6月2日

上ノ加江漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
  - (1) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.48メートル、船幅1.68メートル)
  - (2) F R P船1隻(船名不明、船舶番号282—17322、船長6.36メートル、船幅1.57メートル)
  - (3) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.45メートル、船幅2.27メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
  - (1) 高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地  
令和8年3月25日午前10時
  - (2) 高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地  
令和8年3月25日午前10時
  - (3) 高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地  
令和8年3月25日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 令和8年3月25日午前10時  
高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地
  - (2) 令和8年3月25日午前10時  
高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地
  - (3) 令和8年3月25日午前10時  
高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地
- 4 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置  
上ノ加江漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先

須崎市東古市町6番26号 高知県須崎土木事務所港湾漁港管理課(電話番号0889-42-1584)

**高知県告示第364号**

国土交通省国土地理院長から令和7年3月高知県告示第225号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和8年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第365号**

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月12日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)
- 2 作業期間  
令和8年4月27日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域  
高知市全域

**高知県告示第366号**

高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月15日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量)
- 2 作業期間  
令和8年3月17日から同年7月14日まで
- 3 作業地域  
高知市長浜

**高知県告示第367号**

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月15日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 2 作業期間

令和8年5月18日から同年9月1日まで  
3 作業地域  
安芸市植野

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中土佐町久礼土地改良区の定款の変更を令和8年5月20日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年6月2日  
高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年6月2日  
高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住所
(退任)		
理事	眞島 洋一	香南市野市町西野2436番地
〃	山本 實	〃 〃 上岡2672番地
〃	野本 光生	〃 〃 下井852番地
〃	池 正人	南国市前浜2057番地の4
〃	島内 幹夫	〃 物部83番地
〃	下司 雅英	〃 久枝54番地
監事	小松 靖生	香南市野市町西野370番地6
〃	有澤 泰平	南国市田村乙1324番地
(就任)		
理事	眞島 洋一	香南市野市町西野2436番地
〃	山本 實	〃 〃 上岡2672番地
〃	野本 光生	〃 〃 下井852番地
〃	池 正人	南国市前浜2057番地の4
〃	島内 幹夫	〃 物部83番地
〃	榎尾 絢子	香南市香我美町下分641番地1
監事	小松 靖生	〃 野市町西野370番地6
〃	有澤 泰平	南国市田村乙1324番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、物部川土地改良区連合の定款の

変更を令和8年5月20日に認可した。  
なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年6月2日  
高知県知事 濱田 省司

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月2日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日  
令和8年5月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
株式会社新都メンテナンス  
代表取締役 秋山 仁男  
高知市新田町15-28  
高知県知事許可（般-3）第9945号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
とび・土工工事業に関する営業（注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。）に係るもの  
(2) 営業の停止の期間  
令和8年6月5日から同月7日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社新都メンテナンス及び同社の工務課長は、令和5年度初月分区分汚水管渠築造工事の施工中、令和5年11月22日に下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷により死亡した事故について、掘削業務における作業方法から生ずる危険防止措置（土止め支保工等）を講じておらず、このことについて、令和8年1月22日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び刑法（明治40年法律第45号）の規定に違反するものとして、当社に対して罰金

20万円、同社の工務課長に対して罰金50万円の略式命令がなされ、同年2月7日にそれぞれ刑が確定した。  
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

-----  
公 営 企 業 局 告 示  
-----

高知県公営企業局告示第2号  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月30日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により次のとおり告示し、令和7年4月高知県公営企業局告示第1号（高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務の委託）は廃止する。  
令和8年6月2日  
高知県公営企業局長 中嶋 真琴

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都千代田区 神田駿河台四丁目6番地	株式会社ニチイ学館	高知県立あき総合病院の病院事業料金の徴収	令和8年 4月1日 から令和 11年3月 31日まで

高知県公営企業局告示第3号  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月30日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により次のとおり告示し、令和5年4月高知県公営企業局告示第3号（高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務の委託）は廃止する。  
令和8年6月2日  
高知県公営企業局長 中嶋 真琴

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る	委託期間
事務所の所在地	名称		

		歳入等又は歳出	
東京都千代田区 神田駿河台二丁 目9番地	株式会社日本 サポートサー ビス	高知県立幡多け んみん病院の病 院事業料金の徴 収	令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで

高知県公営企業局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月30日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により次のとおり告示し、令和7年4月高知県公営企業局告示第2号（高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託）は廃止する。

令和8年6月2日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都千代田区 紀尾井町3番12 号 紀尾井町ビ ル	弁護士法人一 番町綜合法律 事務所	高知県立病院の 医業未収金の収 納	令和8年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和8年度給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16

号 高知電気ビル別館

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
105,402,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月2日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
放射線治療装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社たけびし 京都府京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額  
407,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和8年1月30日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤				
令8・3・31	号外25	○告示	1	中 (13)	ア 主伐は、択伐による。	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。				
令8・5・19	10837	○告示	3	左 (16・17)	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>土佐市高岡 町字摺木</td> <td>丙259番23</td> </tr> </table>	土佐市高岡 町字摺木	丙259番23	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>土佐市高岡 町字摺木丙</td> <td>259番23</td> </tr> </table>	土佐市高岡 町字摺木丙	259番23
土佐市高岡 町字摺木	丙259番23									
土佐市高岡 町字摺木丙	259番23									